

## [個別注記表]

### I. 重要な会計方針の注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産

##### ①製品・半製品・原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

##### ②貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

主として定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上している。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっている。

##### (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

#### 4. その他計算書類作成のために基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

##### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

##### (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月

31日)第3項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の数 2,000 株

III. 金額の端数処理に関する注記

百万円単位での表示については、百万円未満を切り捨て表示にしている。